

第3章 焦点となった法案への対応

子どもを守る待機児童対策

5

保育士等処遇改善法案

2016年2月の「保育園落ちた」というインターネット投稿が契機となって、保育園に子どもを預けられない保護者から、待機児童の解消を求める怒りの声が噴出した。

民進党は、速やかに待機児童緊急対策本部を設置し、待機児童の保護者、保育所関係者等から生の声、現場の声を聞き、検討を進めた。

一方で、3月28日に政府が公表した待機児童緊急対策は、保育の質を低下させ、子どもにつけを回すという根本的な問題を有しているものであった。民進党は談話を発表し、政府の緊急対策は、「窮地に立たされている保護者の要請に真摯に向き合ったものでなく、全く不十分で、期待はずれ、的はずれであり実効性も乏しいと言わざるを得ない」と厳しく批判した。また、根本的な問題である保育士不足を解消するためには、保育士の大幅な処遇改善が必要不可欠であること、安易な規制緩和により、保育の質や子どもの安全を犠牲にする詰め込み保育にしてはならないことを指摘した。

保育の「質の確保」と「量の拡大」の両立

待機児童の保護者や保育関係者等からのヒアリングを重ね、民進党は4月19日に、「待機児童の解消に向けた緊急提言～『質の確保』と『量の拡大』の両立により、『子どものための保育』を実現する～」を公表した。

主な内容は、①隠された待機児童を含めた実態を把握し、市町村ごとに情報公開を行う、②保育士等の給与を1人あたり1ヶ月5万円引き上げる、③長時間労働を抑制し親子で過ごす時間を確保するため、育児休業取得、在宅勤務、育児

中の短時間勤務を促進する等、仕事と子育ての両立を支援する、④子どもの安全と良質な保育環境を守るため、国の保育士の人員配置基準、子ども1人あたりの面積基準を堅持しつつ、自治体が独自に定めている上乘せ基準を尊重する、⑤縦割り行政をなくし、子どものための保育所開設促進や運営者の負担軽減を実現する、等である。

抜本的な保育士等の処遇改善

3月24日、前記提言に先立って民主、維新、共産、社民、生活の野党5党は「保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案」(保育士等処遇改善法案)を共同で衆議院に提出した。

同法案は、待機児童の解消に保育士の待遇改善が不可欠との考えに立ち、①国は保育等従業者の給与を平均して1人当たり月額5万円引き上げるための助成金を支給する、②国は、児童養護施設の従業者、放課後児童健全育成事業に従事する者その他の社会的養護を含めた子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の給与を平均して1人当たり月額5万円引き上げるための助成金を支給する、ことを定めている。

しかし、与党は同法案の審議を拒否し、継続審議となった。政府が6月に公表した「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育士等の処遇改善は小幅にとどまった。